

# 令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託 公募プロポーザル実施要領

令和4年4月27日

## 1 目的

プラスチック資源回収モデルの実証試験等を通じて得られる解析結果等に基づいて、市町村等が導入すべきプラスチック資源の回収モデルの提案等を行うことで、プラスチック資源の循環利用を推進する業務の支援を委託するものである。

については、公募プロポーザル方式にて委託先を決定するため、参加者を募集する。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託
- (2) 実施主体 埼玉県
- (3) 履行期限 令和5年3月15日（水）
- (4) 委託業務内容 別添「令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (5) 委託予定額 金4,934,600円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

## 3 スケジュール

- (1) 公告日 令和4年4月27日（水）
- (2) 質問事項の受付期間 令和4年4月27日（水）～5月12日（木）17:00まで
- (3) 質問事項の回答期日 令和4年5月13日（金）17:00まで
- (4) 企画提案書受付期間 令和4年5月16日（月）～5月27日（金）17:00まで
- (5) プロポーザル審査 令和4年5月下旬（予定）
- (6) 審査結果通知 令和4年6月上旬（予定）

## 4 参加資格

次の（1）～（9）のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと
- (2) 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと
- (3) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者ではないこと
- (5) 民事再生法による再生手続き開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続き開始の申立て又は破産法の規定による破産手続き開始の申立てが行われている者でないこと
- (6) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納

している者でないこと

- (7) 令和3・4年度埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者名簿の委託（設計・調査・測量）に登載された者で、資格者名簿の申請業務に以下のいずれかを掲げている者であること
- ① 建設コンサルタントの「環境調査・計画」
  - ② 「その他」で、その他の業務内容が廃棄物、環境調査に係るもの
- (8) 平成29年4月1日以降公告日までの間（過去5年間）に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（埼玉県が出資する指定出資法人を含む）との業務委託契約により、廃棄物処理に関する組成調査・分析及び廃棄物処理に係るデータ集計、入力、解析、処理量の推計等に係る業務を履行した実績を有すること。なお、環境影響評価はこれにあたらぬ。
- (9) 提案仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること

## 5 質疑応答の方法

### (1) 質問の受付

本件に係る質問の受付は、以下に基づき行うものとする。

#### ア 質問方法

「令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託公募質問書」（様式第1号）に記入の、下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

#### イ 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

E-mail : a3100-06@pref.saitama.lg.jp

#### ウ 電子メールの件名：

「(企業名・提出日) 埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務委託に関する質問」

#### エ 質問受付期間

令和4年4月27日（水）～5月12日（木）17：00まで

### (2) 質問の回答

質疑応答については、資源循環推進課のホームページにおいて、企業名等を伏せて掲載する。

（資源循環推進課のURL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/koubo.html>

## 6 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下に基づき行うものとする。

### (1) 提出方法

(4) 提出書類の必要書類を記入の上、郵送（書留による、当日消印有効）とする。

※FAX、電子メールでの提出は不可。

### (2) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第3庁舎2階)

電話048-830-3106

**(3) 受付期間**

令和4年5月16日(月)～5月27日(金) 17:00まで

**(4) 提出書類及び提出部数**

企画提案書の提出は、以下に基づき行うものとし、ア～カを原本1部、写し6部(合計7部)提出すること。すべての様式はA4判(企画提案書の別添資料はA3判も可)とする。

ア 令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務企画提案書(様式第2号)

別添資料の様式は任意とするが仕様書に示す内容に基づき、以下の各項目(例示)の提案内容について作成すること。

**(a) 第Ⅲ期事業における実証試験の調査方法の提案**

当事業は、市町村等が回収する家庭のプラスチックごみのうち、主にハンガー等の製品プラスチックを中心とするプラスチック資源(以下「製品プラスチック等」という。)を循環利用するためのリサイクルモデルについて検討することとし、第Ⅲ期事業と第Ⅳ期事業で分けて実施する。

第Ⅲ期事業では、製品プラスチック等のマテリアルリサイクルを実施している県内の市町村等(以下「マテリアルリサイクル実施市町村等」という。)において、製品プラスチック等の回収、リサイクル等に係る実態調査を予定している。また、プラスチックのマテリアルリサイクルに当たっては、ペレット化等の処理ができるリサイクラーが回収できる品目についても調査することが重要である。マテリアルリサイクル実施市町村等及び当該市町村等が利用しているリサイクラーに係る実態調査の方法について、提案を行うこと。なお、製品プラスチック等のマテリアルリサイクルに当たっての課題なども把握できるものであること。

**(b) 第Ⅲ期事業を踏まえた第Ⅳ期事業の提案**

第Ⅳ期事業では、県内のモデル市町村等(以下「モデル市町村等」という。)において製品プラスチック等を拠点回収し、マテリアルリサイクルする実証試験を予定している。実証試験は、製品プラスチック等の回収方法が異なる複数モデル市町村等で実施することにより、回収量の違い等を確認する予定である。第Ⅲ期事業を踏まえて、第Ⅳ期事業において実施すべき実証試験の概要と、回収対象品目・回収場所・回収方法について、想定される案を複数提案すること。回収場所は、粗大ごみに該当する衣装ケースなどの大きな製品プラスチック等についても整理すること。なお、実証期間は対象モデル市町村等と調整のうえ決定するが、数か月を想定している。

**(c) 第Ⅳ期事業における実証試験の調査方法等の提案**

第Ⅳ期事業の実施に当たっては、県が用意する回収箱を対象市町村等の拠点回収場所に設置し、実証終了後に回収するとともに、実証試験で回収した製品プラスチック等を種類毎に

分類分けし、重量等の詳細な調査を行うことを予定している。

実証試験の実施方法や、回収したプラスチックの調査方法等について提案すること。

(d) 第Ⅳ期事業における広報資料の作成方法や内容等の提案

第Ⅳ期事業の実証試験の実施に当たり、対象住民への広報に使用する資料の作成方法や内容等を提案すること。なお、資料は製品プラスチック等の回収量を増加させるため、住民の拠点回収への参加を促し、回収対象品目がわかりやすいものとする。

(e) 埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームへ提供する資料（案）の作成方法の提案

当事業で得られた成果等について、埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームで共有を予定している。当該プラットフォームに参加するとともに（開催は3回程度を予定）、提供資料（案）の作成方法について提案すること。

(f) 循環利用モデル案の作成方法の提案

マテリアルリサイクル実施市町村等及びモデル市町村等のプラスチックごみの最新の回収方法や処理方法、必要経費等の整理方法や、実証試験結果等を踏まえた市町村等向けの製品プラスチック等の資源循環モデル案の作成方法について提案すること。

(g) 循環利用モデル案に係る市町村等への提供資料（案）の作成方法や内容等の提案

製品プラスチック等の資源循環モデル案に係る市町村等向け提供資料（案）の作成方法や内容等について提案すること。特に市町村等に対し、製品プラスチック等のマテリアルリサイクルの重要性を伝えるものが望ましい。

(h) 文献調査方法等の提案

製品プラスチック等のリサイクルに係る最新の事例等に係る文献調査方法等を提案すること。

イ 業務工程表（様式自由）

各業務に係るスケジュールについて、作業項目ごとに示した工程表を作成すること。

ウ 業務実施体制調書（様式第3号）

本委託業務の実施体制について作成すること。

エ 本業務に類する業務の受注実績

過去5年間に国、地方公共団体等との業務委託契約により、廃棄物処理に関する組成調査・分析及び廃棄物処理に係るデータ集計、入力、解析、処理量の推計等に係る業務を履行した実績について、契約書写しなど実績の有無が判断できる書面を添付すること。なお、国、地方公共団体等から直接受注したものに限り、複数の業務実績がある場合は一覧表（様

式自由)を作成すること。

オ 見積書

(ア) 「2 (5) 委託予定額」に掲げる上限の範囲内で作成すること。(様式任意)

(イ) 経費の内訳表を作成すること。(様式任意)

カ 会社事業概要書(様式第4号)

必要事項を記載し、会社の概要がわかるパンフレット等を添付すること。

## 7 審査方法等

### (1) 審査方法

委託先候補者の選定にあたっては、県が設置する「令和4年度埼玉県プラスチック循環利用モデル促進事業支援業務審査委員会」(以下「選定委員会」という。)において、提出された企画提案書・提案内容等を総合的に評価し、評価が最も高かった提案者を委託先候補者として選定する。ただし、応募者多数の場合には1次審査を行い、1次審査を通過した者だけを選定委員会で審査するものとする。選定にあたって選定委員会から企画提案書提出者へ質問を行った場合は、企画提案書提出者は誠実に回答するものとする。

なお、選定委員会が決定した場合は、上記方法以外により審査を行うことができる。

また、企画提案書を提出した者が1者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

### (2) 審査基準(案)

事業提案を審査する基準は概ね次のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業の遂行	ア 4 参加資格(8)の実績はあるか。 イ 業務を円滑に行う人員・技術を有しているか。
第Ⅲ期事業における実証試験の調査方法の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 実証実験の調査方法が効率的であり、かつ分析方法が適切か。
第Ⅲ期事業を踏まえた第Ⅳ期事業の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 第Ⅲ期事業を踏まえた内容になっているか。 ウ 実現性が高い内容か。 エ 拠点回収の回収量が高くなるような提案がなされているか。
第Ⅳ期事業における実証試験の調査方法等の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 実証実験の調査方法が効率的であり、かつ分析方法が適切か。

第Ⅳ期事業における広報資料の作成方法や内容等の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 広報資料は対象住民が実証試験に積極的に参加したくなるような、見やすくわかりやすい案であるか。 ウ 広報資料の内容は適切か。
埼玉県プラスチック資源の持続可能な利用促進プラットフォームへ提供する資料（案）の作成方法の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 資料の作成方法は適切であるか。
循環利用モデル案の作成方法の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 循環利用モデル案を検討するにあたり、実証試験の内容のほか全国の先進事例等の情報も反映できる状態になっているか。 ウ 循環利用モデル案の作成方法は適切であるか。
循環利用モデル案に係る市町村等への提供資料（案）の作成方法や内容等の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 資料の作成方法は適切であるか。 ウ 見やすくわかりやすい案であるか。
文献調査方法等の提案	ア スケジュールと体制は妥当か。 イ 調査方法は適切であるか。
見積価格	ア 本業務に関する経費が適切に計上され、かつ過不足なく積算されているか。

## 8 事業者の決定

提出された企画提案書・提案内容等により総合的に評価された選定委員会の審査結果を参考に、事業者を決定する。審査結果は応募者へ電子メールで速やかに通知する。

## 9 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 「4 参加資格」に該当しないことが確認された場合

## 10 留意事項

### (1) 提案書類に係る著作権の取扱い

提案書類に係る著作権は応募者に帰属し、県は本業務遂行にあたってのみ提案書類に記載されたデータを使用できるものとする。なお、提案書類は返却しない。

### (2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

### (3) 複数の提案の禁止

応募は1事業者あたり1点とし、複数回の提案書の提出は行うことができない。

## 11 担当窓口

埼玉県環境部資源循環推進課企画調整・一般廃棄物担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (第3庁舎2階)

E-mail : a3100-06@pref.saitama.lg.jp

電話 048-830-3106